

非常勤嘱託職員の募集について

(公財) 大阪市博物館協会

下記のとおり非常勤嘱託職員を募集します。

記

1. 募集内容

- ① 職名 公益財団法人大阪市博物館協会 非常勤嘱託職員
- ② 勤務場所 大阪市内 発掘調査現場
- ③ 募集人数 若干名
- ④ 職務内容 (A)②(C)共通
 - ・大阪市内にある埋蔵文化財の発掘調査及び整理業務
- ⑤ 求める知識経験等 (A)②(C)共通
 - ・大学または大学院において考古学もしくはこれに相当する課程を専攻し卒業した者
 - ・埋蔵文化財の発掘調査経験を有する者
- ⑥ 賃金 (A)②(C)共通
 - ・日額 13,000 円 ※賞与なし
- ⑦ 勤務時間 (A)②(C)で週当たり勤務日数が異なる)
 - ・8時45分～17時15分のうち休憩時間45分を除く7時間45分
 - ①1日7時間45分、週5日(38時間45分)勤務
 - ②1日7時間45分、週4日(31時間)勤務(シフト制)
 - ③1日7時間45分、週3日(23時間15分)勤務(シフト制)
- ⑧ 休日 (A)②(C)で休日日数が異なる)
 - ①土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始(12/29～1/3)
 - ②勤務シフトによる週休3日
(土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始(12/29～1/3)含む)
 - ③勤務シフトによる週休4日
(土曜日・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日及び年末年始(12/29～1/3)含む)

◆以下の項目は全て(A)②(C)共通事項とする

- ⑨ 有給休暇 有
 - ※その他の休暇はなし
- ⑩ 採用予定 平成29年9月1日
- ⑪ 雇用期間 平成29年9月1日～平成30年3月31日
 - ※更新は行わない
- ⑫ 通勤手当 実費相当額支給(ただし、上限日額2,000円)
- ⑬ 社会保険 社会保険の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)の定めるところによる。

2. 応募資格

- (1) 平成29年9月1日から公益財団法人大阪市博物館協会非常勤嘱託職員として、職務に就き、かつ任期を全うできる見込みのあること。
- (2) 成年被後見人または被保佐人に該当しないこと。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しないこと。
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊

することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 応募方法

応募希望者は、次の書類を下記提出先まで郵送（書留郵便）してください。

- ① 職員採用申込書（指定様式1）
- ② 埋蔵文化財調査実績表（指定様式2）
※①、②ともに当協会のホームページ（<http://www.ocmo.jp/>）からダウンロードすることができます。
※①、②ともに「氏名（自署）」欄以外は、手書き、パソコン打ちとも可
- ③ 最終学歴の卒業証明書または在職証明書のいずれか
※在職証明書は文化財関連の調査機関に限ります
- ④ 返信用封筒（長形3号定形封筒（12cm×23.5cm））に送付先の郵便番号、住所、氏名を明記し、82円切手を貼付

4. 選考方法

- (1) 1次選考（書類審査）
 - ・応募書類により審査します。
 - ・可否の結果は、平成29年8月21日（月）までに郵送にて通知します。
- (2) 2次選考（面接審査）
 - ・1次選考合格者について、面接を行います。
 - ・2次選考の日程等は、1次選考合格者に通知します。
（実施日は平成29年8月28日（月）の予定）

5. その他

- (1) 応募書類等の個人情報は、採用及び採用後の人事管理のみに利用します。
なお、応募書類等は返却できません。採用選考の終了後、当協会の責任で速かに廃棄処分します。
- (2) 当協会の概要、事業内容、決算等の関連情報は、当協会のホームページに掲載しています。

6. 受付期間

平成29年7月20日（木）～平成29年8月9日（水）17:00まで（必着）
※郵便による事故については責任を負いません。また、郵便料金不足の場合は、受け付けません。

7. 提出先及び問合せ先

〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-6-41
公益財団法人大阪市博物館協会 大阪文化財研究所 総務課（担当：中西・柏原）
電話（06）6943-6833

※問合せは、土・日・祝日を除く9時から17時まで受付。
※封筒の表に「嘱託職員採用応募書類在中」と朱書のこと。